

令和8年度 第1回
三郷市景観審議会

議 案 書

令和8年5月18日(月)

三郷中央におどりプラザ

議案第1号

第7回 三郷市景観賞の実施について【意見聴取】

■第7回 三郷市景観賞の実施について

(1) 景観賞実施の目的

本市域内において特に良好な景観形成の実現に寄与した活動若しくは者、又は建築物、工作物その他の地物の発見に貢献した者を表彰し、その表彰作品を市内の主要な公共施設に展示することにより良好な景観形成に対する市民及び事業者の意識高揚を図り、本市の美しい景観づくりに資することを目的としています。

(2) これまでの開催実績

公募により実施する①活動部門、②建物・緑部門、③景色部門の3部門と、三郷市景観計画に基づき届出のあった行為から選出する④届出部門を5年おきに実施しています。

今回の第7回景観賞においては、①活動部門、②建物・緑部門、③景色部門の3部門を実施します。

年度	実施部門	備考
平成23年度	第1回景観賞 ①,②,③	
24年度		表彰式
25年度	第2回景観賞 ④	表彰式
26年度		
27年度		
28年度	第3回景観賞 ①,②,③	
29年度		表彰式
30年度	第4回景観賞 ④	
令和元年度		表彰式
2年度		
3年度	第5回景観賞 ①,②,③	
4年度		表彰式
5年度	第6回景観賞 ④	
6年度		表彰式
7年度		
8年度	第7回景観賞 ①,②,③	
9年度		表彰式

(3) 表彰対象

●次の3つの部門を表彰の対象とします。

①活動部門

- ・良好な景観の保全又は創出に係る『活動内容』を表彰します。
- ・自薦、他薦は問いません。他薦の場合は、その活動を行っている代表者等の同意を得る必要があります。
- ・市内の活動に限ります。
- ・営利を目的とした活動は除きます。
- ・個人の活動も対象になります。
(応募例) 清掃活動、緑化活動

②建物・緑部門

- ・良好な景観を創出し、維持管理のなされている『建築物、工作物、緑等』を表彰します。
- ・自薦、他薦は問いません。他薦の場合は、その建築物、工作物、緑等の所有者等の同意を得る必要があります。なお、自薦の場合は3年以上良好な景観を維持しているものに限りします。
- ・市内に限ります。
(応募例) ○○神社、○○邸、○○ビル

③景色部門

- ・公共の場所から見られる良好な景観の『遠くを見渡した景色』を表彰します。
- ・原則市内の景色を対象としますが、一部に市外を含めても構いません。
- ・個人情報保護に関する法律に抵触する情報、人権及びプライバシーを侵害する情報等が景色に含まれている場合、表彰選考の対象外となる場合があります。
(応募例) 下第二大場川と富士山、中川河川敷

(4) 応募資格

- どなたでも応募可能です。表彰対象3部門のいずれかを選択し応募する形式とします。ただし、反社会的勢力に属する方の応募は固くお断りいたします。

(5) 応募方法

- インターネット経由にて応募できます。

(6) 応募期間

- 令和8年6月1日(月)から令和9年5月31日(月)

(7) 応募基準

- 1対象につき応募は1件とします。
- 応募上限は、応募者ごとに3件までとします。

(8) 選考基準

以下の表の選考の視点により選考いたします。

部門	選考の対象	選考の視点
活動	良好な景観の保全又は創出に係る『活動内容』を表彰対象とする。	<p>本市の景観形成において規範となり、リードする活動又は建築物・地物等で、次の①から⑩のいずれか一つ以上に該当するものを対象として表彰を行う。</p> <p>(1) 水や緑との調和の視点</p> <p>①水、緑を活かし、調和している。 ②河川、公園等の空間や景観を活かし、調和している。又は創出している。</p>
建物・緑	良好な景観を創出する『建築物、工作物、緑等』を表彰対象とする。	<p>(2) まちとの調和の視点</p> <p>③まちの景観をリードする積極的な取り組みが成されている。 ④まちの歴史・文化的な景観を活かし、調和している。又は創出している。 ⑤道路等の空間や景観を活かし、調和している。</p>
景色	公共の場所から見られる良好な景観の『近くから遠くを見渡した景色（中景～遠景）』を表彰対象とする。	<p>(3) ほっとする景観づくりの視点</p> <p>⑥まちに潤いやゆとりのある良好な空間と景観づくりをしている。 ⑦まちの景観に配慮した形態、意匠、色彩、材質等を活かし、調和している。又は創出している。</p> <p>(4) 景観連鎖の視点</p> <p>⑧上記①から⑦のうち良好な視点が連鎖し、調和している。 ⑨良好な景観形成が維持、又は向上している。 ⑩その他、特に本市の景観形成に貢献しているとみなされる。</p>

(9) 選考方法

- 三郷市景観賞選考委員会において応募作品の内容を審査して選考を行い、表彰者を市長が決定します。三郷市景観賞選考委員会は、三郷市景観賞実施要領に基づき三郷市景観審議会の委員が兼務となります。
- 表彰式は令和9年秋頃を予定しております。

(10) 今後の流れ

- ～令和9年5月31日(月) 応募締切
- ～令和9年7月頃 事務局により、応募作品取りまとめ
- 令和9年8月頃 第1回景観賞選考委員会
 - ・会長の選出
 - ・現地視察作品の選定
 - ・各賞の棲み分け
- 令和9年10月頃 第2回景観賞選考委員会
 - ・現地視察
 - ・受賞作品の選定
- 令和9年11月頃 第7回景観賞表彰式
- 令和9年12月以降 公共施設にてパネル展開催